（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、次世代インフラシステム海外展開推進官、国際市場整備推進官、国際事業環境調整官、国際交渉官、総括国際交渉官、国際協力政策調整官及び国際協力官）

第二十七条　（略）

２　インフラシステム海外展開戦略室は、国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち、海外における社会資本の整備に関する事業の展開の促進に関するものであって二国間に関するものについての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、次世代インフラシステム海外展開推進官及び国際事業環境調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３・４　（略）

５　国際交通戦略官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。次号並びに次項及び第十二項において同じ。）で二国間に関するもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

６　次世代インフラシステム海外展開推進官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の先進的な技術等を活用した社会資本の整備に係る事業活動の支援の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官並びに海外プロジェクト推進課及び国際交通戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

７～12　（略）

（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、次世代インフラシステム海外展開推進官、国際市場整備推進官、国際事業環境調整官、国際交渉官、総括国際交渉官、国際協力政策調整官及び国際協力官）

第二十七条　（略）

２　インフラシステム海外展開戦略室は、国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち、海外における社会資本の整備に関する事業の展開の促進に関するものであって二国間に関するものについての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官並びに物流政策課並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、次世代インフラシステム海外展開推進官及び国際事業環境調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３・４　（略）

５　国際交通戦略官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。次号並びに次項及び第十二項において同じ。）で二国間に関するもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官並びに物流政策課及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

６　次世代インフラシステム海外展開推進官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の先進的な技術等を活用した社会資本の整備に係る事業活動の支援の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官並びに物流政策課、海外プロジェクト推進課及び国際交通戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

７～12　（略）

（街路交通施設企画室並びに街路事業調整官及び街路交通施設安全対策官）

第五十一条　（略）

２～４　（略）

５　街路交通施設安全対策官は、命を受けて、都市計画事業その他市街地の整備改善に関する事業による都市高速鉄道その他の交通施設（交通の用に供する部分に限る。）及び駐車場の安全の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（道路局及び物流・自動車局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第十款　物流・自動車局

（バス高速輸送システム推進官及び財務企画調整官）

第八十六条　総務課に、バス高速輸送システム推進官及び財務企画調整官それぞれ一人を置く。

（削る）

（街路交通施設企画室並びに街路事業調整官及び街路交通施設安全対策官）

第五十一条　（略）

２～４　（略）

５　街路交通施設安全対策官は、命を受けて、都市計画事業その他市街地の整備改善に関する事業による都市高速鉄道その他の交通施設（交通の用に供する部分に限る。）及び駐車場の安全の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（道路局及び自動車局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第十款　自動車局

（企画室並びにバス高速輸送システム推進官及び財務企画調整官）

第八十六条　総務課に、企画室並びにバス高速輸送システム推進官及び財務企画調整官それぞれ一人を置く。

２　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　自動車局の所掌事務に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること（他課及びバス高速輸送システム推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　自動車局の所掌に係る事業に関する財務に関すること（財務企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　自動車局の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関すること。

四　道路運送に係る助成に関すること（技術・環境政策課及び財務企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

五　自動車道及び自動車道事業の発達、改善及び調整に関すること。

六　自動車ターミナルに関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

七　道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること（バス高速輸送システム推進官の所掌に属するものを除く。）。